

日 銀 業 第 1 9 5 号
2 0 2 1 年 3 月 3 1 日

国債売買等関係事務についての
日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等

御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」の一部改正に関する件

日本銀行では、事務合理化の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2021年4月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」
中一部改正

- 第1編IV. 2. (1) ハ. を横線のとおり改める。

ハ. 再売却における売却等の実行

日本銀行は、イ. による再売却の申込に応諾することとした場合には、再売却の対象となる日銀国債売現先（国債補完供給）における買戻および再売却における売却（以下「再売却における売却等」といいます。）を実行するため、「再売却申込書」に従い、午後5時まで、再売却の対象となる日銀国債売現先（国債補完供給）における買戻代金と再売却における売却代金の差額（以下「再売却代金差額」といいます。）について、再売却先または決済代行先の当座勘定の入金または引落を行います^{(注1)(注2)}。

日本銀行が再売却における売却等を実行した場合であっても、再売却先および決済代行先には「国債資金同時受渡実行通知」および「国債資金同時受渡実行通知（資金）」は送信されません（ただし、再売却代金差額の入金または引落の別に応じ、「当座勘定入金通知」または「当座勘定引落通知」が送信されます。）。このため、日本銀行業務局（営業業務課営業業務グループ）は、再売却先（再売却先が決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託している場合には、再売却先および決済代行先）に対し、再売却にかかると個別契約の特定に必要となる取引通番を再売却における売却等が行われた旨を、再売却における売却日にファクシミリにより送信し、電話により連絡します。

以下略（不変）

- 第1編IV. 2. (3) を横線のとおり改める。

(3) 再売却における買戻

再売却における買戻にかかる事務は、入札において募入となった日銀国債売現先（国債補完供給）における期日決済にかかる事務と同じです。詳細については、1. (2) を参照してください。この場合、買戻日の前営業日に再売却先または決済代行先が受信する「国債条件付売買期日決済案内」には、取引実行日として再売却における売却日の日付が、取引通番として再売却における売却日に日本銀行から(1)ハ. により通知されたかかる個別契約に付された取引通番が、それぞれ表示されます。